

＜共同記者会見＞

**新型コロナウイルス感染症
対策本部決定事項について**

令和3年8月18日

「まん延防止等重点措置」適用に伴う県の要請内容等について

要請期間	令和3年 8月20日 ～ 9月12日	対象	宮城県全域	措置区域	仙台市
対策概要	国の「基本的対処方針」等に沿ってこれまで実施してきた 対策を拡充・強化				
備考	8月12日から発令中の 県と仙台市独自の緊急事態宣言も9月12日まで延長				

要請対象	地域	主な要請等の内容
県民	県内全域	混雑した場所への外出半減・日中も含めた不要不急の外出自粛 、 県外との往来自粛、感染リスクの高い行動の自粛、 感染対策不徹底・ 時短要請に応じない飲食店等利用の自粛 等
飲食店	仙台市	全飲食店 の時短要請： 午前5時-午後8時 、 酒類提供の終日停止 感染防止対策徹底 （マスク会食・アクリル板・カラオケ設備利用自粛）等
	仙台市外	全飲食店 の時短要請： 午前5時-午後8時 （酒類提供： 午前11時-午後7時 ） 感染防止対策徹底 （マスク会食・アクリル板・カラオケ設備利用自粛）等
その他の施設	仙台市	営業時間短縮： 午前5時-午後8時 （ イベント時は午後9時まで ） （1,000㎡超施設は要請・1,000㎡以下施設は法に基づかない協力依頼） 酒類提供終日停止 ・カラオケ設備利用自粛の協力依頼
	仙台市外	営業時間短縮への協力依頼： 午前5時-午後8時 （ イベント時は午後9時まで ） 酒類提供：午前11時-午後7時 ・カラオケ設備利用自粛の協力依頼
イベント	県内全域	開催制限：5,000人 or 収容率50%（大声なし100%）の 小さい方 時短要請： 午前5時-午後9時 、ガイドラインの遵守、追跡対策 等